

農耕作業用自動車等機能証明要領

制 定	平成8年12月27日付け8農産第9055号農林水産省農産園芸局長通知	
一部改正	平成11年1月11日付け10農産第9575号	〃
	平成11年1月21日付け10農産第8729号	〃
	平成12年4月1日付け12農産第2016号	〃
	平成12年12月21日付け12農産第9079号	〃
	平成15年10月1日付け15生産第4184号農林水産省生産局長通知	
	平成16年7月15日付け16生産第1740号	〃
	平成23年9月30日付け23生産第4616号	〃
	平成29年11月2日付け29生産第1430号	〃

第1 適用

農耕作業用自動車等機能確認要領（平成8年12月27日付け8農産第9055号農産園芸局長通知。以下「機能確認要領」という。）に基づく機能確認を終了した農耕作業用自動車等について、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第62条の3第1項の規定に基づき国土交通大臣が行う小型特殊自動車の型式認定（変更承認を含む。）及び自動車型式認証実施要領（平成10年11月12日付け自審第1252号。以下「認証要領」という。）の別添3「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」の第2及び第7に基づく申請に関して必要となる農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）の機能証明（以下「機能証明」という。）の実施は、この要領に定めるところによる。

第2 申請書

機能証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生産局長に対し、別記様式第1号による「農耕作業用自動車等機能証明申請書」（以下「申請書」という。）（2部）及び別表に掲げる添付書面を別記様式第2号の提出書面一覧表に取りまとめて提出するものとする。なお、別表に掲げる添付書面及び別記様式第2号の提出書面一覧表は、郵送、持参又はE-mail（電磁的記録により作成されたPDF形式）により提出することができる。

第3 審査

- 1 生産局長は、申請書の提出があった場合には、添付書面を持って審査を行うものとする。
- 2 審査の実施に当たって、生産局長は、申請者に対し、必要と認める資料の提出を求めることができる。

第4 証明書の交付

生産局長は、審査の結果、機能証明を行うことが妥当であると認める場合は申請書に押印し、農耕作業用自動車等機能証明書として申請者に交付するものとする。

別表

添付書面	記載要領等
1 農耕作業用自動車等機能確認書	1 生産局長の確認を受けた正本 2 様式は、機能確認要領の別表の別記様式第1号によること。
2 諸元表	様式は、機能確認要領の別表の別記様式第3号の1及び第3号の2によること。
3 外観図	記載要領は、認証要領の附則6「自動車等の外観図の記載要領」によること。
4 外観写真	外観写真は自動車の外観が明確に判別できるものであること。
5 保安基準適合検討書	道路運送車両の保安基準の各規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載すること。
6 構造・装置の概要説明書	1 主要な構造・装置の説明書 用途、構造・装置、性能の特徴を中心として記載すること。 また、規制適用日前に規制対応を実施した場合には、その旨を記載すること。 2 排出ガス対策説明書 様式は、機能確認要領の別表の別記様式第5号によること。 排出ガス発散防止装置については、当該装置全体の構成概略図を添付すること。 3 類別及び変更承認申請に係る場合には、その内容が判別できるように記載すること。
7 付属作業機諸元表、刈取脱穀部等諸元表、薬剤タンク・ポンプ・噴霧ノズル等諸元表又は植付け部等諸元表	様式は、機能確認要領の別表の別記様式第6号、別記様式第7号、別記様式第8号又は別記様式第9号によること。
8 構造変更経緯書	1 様式は、機能確認要領の別表の別記様式第10号によること。 2 型式認定変更承認申請（類別の追加を含む。）に係る場合に限る。
9 社内試験成績報告書	様式は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項に基づき同機構が定めた審査事務の実施に関する規程に準ずること。
10 その他機能確認の実施に当たって必要と認める書面	

備考1 9の書面については、認証要領の附則16「検査対象外軽自動車型式認定申請書等提出要領」の別表第2の整理番号18の社内試験成績書（灯火装置試験等、農耕作業用自動車等に必要なもの）による。

2 6の2の排出ガス対策説明書については、定格出力が19kW以上560kW未満であって軽油を燃料とする原動機を搭載するものに限り記載すること。

農 耕 作 業 用 自 動 車 等 機 能 証 明 申 請 書

農林水産省生産局長 殿

年 月 日

氏名（名称及び代表者の氏名） 印

住所

国土交通大臣の行う小型特殊自動車の型式認定を受けるために必要ですので、下記の自動車が主として農耕作業の用等に供する機能を有する自動車であることの証明を願いたく、関係資料を添えて申請します。

記

車 体 の 形 状	
車 名 及 び 型 式	
類 別	
車 台	名称及び型式 製作者の氏名又は名称及び住所
原 動 機	種類 名称及び型式 製作者の氏名又は名称及び住所
備 考	

上記を証明する。

年 月 日

農 林 水 産 省 生 産 局 長 印

(日本工業規格A列4番)

- (注) 1 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 2 同一型式の範囲内のもので、同時に複数の種類の機能証明申請を行う場合は、種類の欄に申請する全ての類別区分番号等を記入すること。
 3 変更承認申請を行う場合は、類別欄に類別区分番号のほか、類別追加にあつては「(類別追加)」、構造変更の場合にあつては「(構造変更)」の文言を記入すること。

提出書面一覧表

車名及び型式

書面の名称	提出・省略の別	備考

(日本工業規格A列4番)

- 備考1 書面の名称欄には、申請等の種類に応じ、提出を要するとされた添付書面の名称を記載すること。
ただし、書面の名称をあらかじめ網羅して記載した提出書面一覧表を用いるときは、提出を要しない書面について提出・省略の別欄に「-」又は「/」を記入すること。
- 2 提出・省略の別欄には、書面を提出する場合には「○」を、書面の提出を省略する場合には「×」をそれぞれ記入すること。
- 3 備考欄には、書面の提出を省略する理由等を具体的に記載すること。